

第15回
建築行政共用データベースシステム
連絡協議会理事会 資料

日時 平成27年7月24日(金) 11:30~12:30
場所 アルカディア市ヶ谷 伊吹の間
次第

1. 開 会
2. 役員紹介
3. 会長挨拶
4. 議 事
 - (1) 前回議事録の確認
 - (2) 総会付議事項の承認
 - ・第1号議案 連絡協議会会則改正の件
 - ・第2号議案 連絡協議会役員選任の件
 - (3) 総会報告事項の確認
 - ・企画改善部会検討結果報告
 - ・ICBAからの報告
 - (4) その他

配付資料

- 【資料1】連絡協議会役員一覧
- 【資料2】前回連絡協議会理事会 議事録(案)
- 【資料3】役員候補選定基準について(案)

(別冊) 連絡協議会総会 資料

(現行：平成 27 年 7 月 1 日現在)
 建築行政共用データベースシステム連絡協議会
 役員一覧

| | | |
|--------|----------------------------------|-------|
| 会 長 | 東京都都市整備局市街地建築部長 | 妹尾 高行 |
| 副会長 | 大阪府住宅まちづくり部技監 | 山下 久佳 |
| 理 事 | 北海道建設部住宅局建築指導課長 | 椿谷 敏雄 |
| | 宮城県土木部建築宅地課長 | 千葉 晃司 |
| | 神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課長 | 依田 貴仁 |
| | 岐阜県都市建築部建築指導課長 | 篠田 圭司 |
| | 愛知県建設部建築局建築指導課長 | 内田 光一 |
| | 兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長 | 福本 豊 |
| | 広島県土木建築局建築課長 | 猪野 宏正 |
| | 高知県土木部建築指導課長 | 西本 準一 |
| | 福岡県建築都市部建築指導課長 | 讃井 人志 |
| | 横浜市建築局建築指導部建築情報課長 | 菅井 稔 |
| | 大阪市都市計画局建築指導部建築確認課長 | 森 英彦 |
| | 北九州市建築都市局指導部建築審査課長 | 國田 久 |
| | (一財)日本建築センター理事 | 鈴木 孝明 |
| | (一財)日本建築総合試験所常務理事 | 志摩 宣彦 |
| | 日本 E R I (株) 取締役会長 | 鈴木 崇英 |
| | ビューローベリタスジャパン株式会社品質管理部技術室シニアフェロー | 小西 恭一 |
| オブザーバー | 建築検査機構(株)代表取締役 | 星野 寛 |
| | 国土交通省住宅局建築指導課長 | 木下 一也 |
| | 国土交通省住宅局市街地建築課長 | 香山 幹 |
| | 国土交通省関東地方整備局建政部長 | 上野 賢一 |
| | 国土交通省近畿地方整備局建政部長 | 植田 剛史 |

第 14 回 建築行政共用データベースシステム理事会 議事録 (案)

日 時 平成 26 年 7 月 18 日 (金) 11:30~12:30
 場 所 飯田橋レインボービル 2 階 中会議室

資 料

- 【資料 1】連絡協議会役員一覧
 - 【資料 2】前回連絡協議会理事会 議事録 (案)
 - 【資料 3】役員候補選定基準について
- 総会配付予定資料一式

出席者 (敬称略、カッコ内は代理出席者)

会 長 東京都 : 久保田 浩二
 副会長 大阪府 : 山下 久佳
 理 事 北海道 : 長浜 光弘 (古谷)
 宮城県 : 千葉 晃司 (小野寺)
 神奈川県 : 依田 貴仁
 岐阜県 : 篠田 圭司 (竹中)
 愛知県 : 内田 光一 (後藤)
 兵庫県 : 竹田 茂
 広島県 : 猪野 宏正 (中野)
 福岡県 : 石塚 康弘
 横浜市 : 菅井 稔
 大阪市 : 江山 雅己
 北九州市 : 田村 孝
 (一財)日本建築センター : 鈴木 孝明
 (一財)日本建築総合試験所 : 志摩 宣彦
 日本 ERI(株) : 鈴木 崇英 (日隈)
 ビューローベリタスジャパン(株) : 川越 茂幸

随行 東京都 : 鈴木

オブザーバー 建築検査機構(株) : 星野 寛

事務局 島崎 勉、笹井 俊克、坂田 英督、鳥居 寿美男、久保 博史、荘野 陽太郎、目黒 宏幸

欠席者 (敬称略)

高知県 : 西本 準一

1. 理事長挨拶 (ICBA 島崎理事長)

建築行政共用データベースシステムは、本稼働後5年目に入った。この間、利用者からの直接のご意見のほか、企画改善部会での検討等も踏まえてシステムの改善を進めてきた。

昨年度は建築士システムの導入円滑化のため、予算措置ができるまでの1年を限度とした無償版提供、既に有料でご利用の場合の利用料値下げを行い、現在では概ね8割の特定行政庁及び指定確認検査機関にご利用頂いている。特に建築士法関係団体におかれては、全国すべての機関でご利用いただいている。この場をお借りし、厚くお礼申し上げます。

通知・配信システムについては、企画改善部会における重要課題となっており、試行運用などを普及策としてお願いしている中で、今年度もいくつかの県で利用が開始される場所である。

また、先の通常国会で建築士法及び建築基準法の改正が行われ、改正内容が順次施行の見込みであるが、企画改善部会等を通じて緊密に情報交換を行い、改正内容等を迅速に反映していく。

今後も財団を挙げて取り組んでいく。ご指導、ご支援を引続きお願いしたい。

2. 役員紹介 (事務局 笹井)

事務局笹井より役員の紹介があった。

3. 会長挨拶 (東京都 久保田会長)

この理事会は総会に先立ち開催されるものであり、総会にて取り扱う事項を事前確認する場である。今回は、付議事項として会則改正、報告事項として、企画改善部会の検討状況、共用データベースの利用状況といった内容の報告がなされるので理事の皆さまには会議の円滑な運営にご協力をお願いする。

4. 議 事

(1) 前回議事録の確認

事務局 笹井より、前回議事録の確認は時間的な都合により省略し、ご意見等があれば後日、事務局に連絡をするよう説明があった。

(2) 総会付議事項の承認

事務局 坂田より、議案「連絡協議会会則改正」の趣旨について説明を行い、本議案を総会に付議することについて承認された。

(3) 総会報告事項の確認

事務局 坂田より、総会配布資料を基に、以下について説明を行った。

- ・企画改善部会検討結果報告

・ I C B Aからの報告

【質疑・要望】

(宮城県 小野寺)

会則改正後の理事上限 30 名には、2～4 の合計で 30 名となっている。選定基準の「5. 共用データベース活用に注力している団体を若干名含める。」とは、30 名の内数として含めるのか。

【回答】

(事務局 笹井)

そのとおりである。

【質疑・要望】

(日本建築総合試験所 志摩)

台帳システムの要望やバグの数について、前回報告の時点が、25 ページのグラフでは平成 25 年 9 月、38 ページの表 1-4 では平成 25 年 11 月となっているが、いつ時点の数か。また、今回の数には日付がないが、いつ時点の数か。

【回答】

(事務局 坂田)

企画改善部会の開催された平成 25 年 9 月時点の数を、同年 11 月に共用データベース説明会で報告したことによる。前回は平成 25 年 9 月時点、今回は平成 26 年 3 月時点の数である。

【質疑・要望】

(日本建築総合試験所 志摩)

データは、報告した日付でなく、集計した日付を記載すべきである。

【回答】

(事務局 坂田)

承知した。

【質疑・要望】

(日本建築総合試験所 志摩)

電子申請に関する資料に記載された「建築行政研究所」とは。

【回答】

(事務局 笹井)

当財団内の一部署である。

以上

役員候補選定基準（案）

※本基準により、平成27年度理事会にて役員候補をご提示します。

1. 共用データベース利用団体またはこれに準じた団体とする。

【考え方】共用データベース利用者の立場からの意見を適切に反映するため、共用データベースを利用している団体を原則とします。これに準じた団体として、建築士事務所協会連合会等、当該団体の構成員が利用者である団体を想定しています。

2. 特定行政庁は、全国6ブロックより各1名以上を各ブロック内で選任し、全国合計18名以下とする。

【考え方】基本的には現行の14名を維持しつつ、6ブロック各3名まで対応できるよう、最大18名とします。但し、各ブロックの割り当ては柔軟に対応することとします（全体で18名以下であれば、4名以上のブロックもあり得る）。

3. 指定確認検査機関は、合計8名以下とする。

【考え方】基本的には現行の大臣指定機関4名を維持しつつ、さらに地方整備局及び知事指定で各2名まで追加できるよう、最大8名とします。但し、指定区分の割り当ては柔軟に対応することとします。

4. 建築士会及び建築士事務所協会は、合計4名以下とする。

【考え方】J C B A役員ご併任による現理事会において、J C B A構成員ではない建築士会及び建築士事務所協会は役員ではありませんでしたが、今後は建築士会及び建築士事務所協会各2名まで対応できるよう、最大4名とします。

5. 共用データベース活用に注力している団体を若干名含める。

【考え方】建築計画概要書の電子化や電子申請、電子通知・報告等、先進的な取り組みを行っている団体を、議論の牽引役として上記メンバーに含めることとします。